

海の森水上競技場
感染拡大防止対策方針
(施設管理者の取組)

令和2年8月5日

海の森水上競技場

目次

1 本方針について

2 感染拡大防止の主な取組

施設管理者の取組

- ① 予約時等、利用日以前の対応
- ② 当日の対応
- ③ 高齢者、障害のある利用者への対応
- ④ 従業員への対応
- ⑤ 施設環境整備への対策
- ⑥ 感染者発生時に向けた対応

1 本方針について

本方針は、東京都オリンピック・パラリンピック準備局の「都立スポーツ施設等の再開館に向けた感染拡大防止ガイドライン 第3版」（令和2年8月5日）を踏まえ、海の森水上競技場における新型コロナウイルス感染拡大予防対策として施設管理者が実施する事項を整理したものです。

※なお、本方針内容は、今後の対処方針の変更のほか、新型コロナウイルスの感染の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとします。

2 感染拡大防止の主な取組

海の森水上競技場施設管理者（以下、「施設管理者」）は、感染拡大防止のため実施する事項や利用者が遵守すべき事項を整理した「感染防止策チェックリスト」を、施設内の適切な場所（管理事務所や各施設の入口等）に掲示するとともに、これらの事項が遵守されているか施設内を定期的に巡回・確認を行います。また、チェックリストに加え、東京都が定める「感染防止徹底宣言ステッカー」を利用者の目につく場所など複数箇所に掲示いたします。

また、チェックリストを遵守していない利用者には、他の利用者の安全を確保する等の観点から、施設の予約を取り消し、途中退場を求める場合がありますのでご了承ください。

施設管理者の取組

①予約時等、利用日以前の対応

施設管理者は、利用者等に対し、以下の内容をメール等で周知します。また施設のHP等でも周知します。

ア 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせていただくか、または利用をお断りします。

（ア）以下の症状があるなど、体調がよくない場合

- i 平熱を超える発熱
- ii 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
- iii だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
- iv 嗅覚や味覚の異常
- v 体が重く感じる、疲れやすい等

（イ）新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触がある場合

（ウ）同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

（エ）過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

イ マスクを持参ください（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際には必ずマスクを着用すること）

②当日の対応

ア 利用者へ「体温管理チェックシート（団体利用者様用）」に全ての事項を記入の上、メールまたは持参にて提出をお願いしております。（非接触型機器などを活用してご利用者を検温し、発熱者に対しては入場を制限することもあります）。

なお、利用者が民間事業者、団体やイベント主催者の場合は、代表者に予め参加者全員の情報を取りまとめ保管して頂くなどし、代表者の連絡先等のみご提出いただきます。また、体温や利用前2週間の体調等については、入場の際に体温計で確認及び口頭で確認する場合があります。万が一感染が発生した場合に備え、「体温管理チェックシート（個人利用者様用）・（団体利用者様用）」は一か月間保管させて頂き、期間経過後、速やかに破棄します。取得した個人情報、紛失や漏洩などが無いよう厳重に取扱いを行います。

イ 利用者が運動時以外、特に会話をする時にマスクを準備しているか確認することがあります。

運動・スポーツ中のマスクの着用は利用者等の判断によるもの（※）とするものの、受付、着替え、表彰式等の運動・スポーツを行っていない間、特に会話する時には、マスクの着用を求めます。

（※）マスク（特に外気を取り込みにくいN95などのマスク）を着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があります。また、体温を下げにくくなって熱中症になりやすくなりますので、息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外し、休憩をとる等、無理をしないようにしてください。

③高齢者、障害のある方への対応

利用者の障害特性に配慮し、必要に応じて以下のとおり対応します。

ア 介助等で利用者との密接な対応が求められるスタッフに関しては、消毒やマスクの交換、検温を1日複数回行う等、体調管理を徹底します。

また、利用者との接する際には利用者に不安を与えないよう配慮を行います（例：車いすに触れてサポートする場合は本人の事前了承を得る、手袋・マスク・フェイスガード等を着用する）。

イ 基礎疾患のある方は感染による重症化が懸念されることから、基礎疾患の有無を確認するとともに、必要に応じて施設利用後の利用者の体調を確認します。

ウ 感染防止対策を徹底するため、利用者の触れる箇所の消毒をより頻繁に行います。

④従業員への対応

ア 従業員に出勤前の検温や新型コロナウイルス感染症が疑われる症状の有無を確認するため、毎日の報告を徹底します。

また、従業員が体調不良の場合は、出勤を控えさせ、休暇等を取得させます。勤務中に体調不良となった場合には、直ちに帰宅させ自宅待機とし、必要に応じて相談窓口等への連絡を強く促します。

イ 以下の場合等は、勤務時間内外を問わず、直ちに上司に報告させます。

(ア) 新型コロナウイルス感染症が疑われる症状（平熱を超える発熱、咳・のどの痛みなどの風邪の症状、たるさ、息苦しさ、嗅覚や味覚の異常など）がある場合

(イ) 従業員の家族や同居人、共同生活者、友人等に、新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がある場合や、PCR 検査等の受検、感染者や濃厚接触者への接触があることが判明した場合

※上記（イ）の場合は自宅待機とし、必要に応じて相談窓口等への連絡を強く促します。また、他の従業員や利用者等との接触について正確な実態把握を実施します。

(ウ) PCR 検査等を受検する場合（必ず受検前に報告させます）

ウ 従業員は、マスクを着用します。場合によっては、フェイスシールドを着用し対応します。

エ 従業員が使用する制服や衣服は、こまめに洗濯を行います。

オ 従業員間にて、できるだけ2mの距離を保てるよう、人員配置に配慮します。

カ 扉や窓などを開けたうえで、扇風機やサーキュレーター等を外部に向けて使用するなど、建物や施設内の定期的な換気を行います。

キ 従業員の更衣室・休憩室について、規模に相応しい人数以上の入室を制限し、休憩する際も対面での食事や会話をしないよう徹底します。

ク 屋内の休憩スペースについては、座席間のスペースを十分にとり、できる限り常時換気を行います。

ケ 従業員同士が共有する物品や、手が頻繁に触れる場所をなるべく減らし、共有を避けることが難しい物品等（テーブル、椅子等）は、定期的に消毒します。

コ 従業員は、更衣室・休憩室に入退室する前後の手洗い・消毒を徹底します。

サ 清掃員は、マスクや手袋を着用し清掃を行います。また、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒します。

⑤ 施設環境整備への対策

ア 屋内施設

(ア) 換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行います。

(イ) 施設の入口や受付窓口をはじめ施設内各所に手指消毒剤を設置し、入場者の手洗いや手指消毒、靴底消毒を徹底します。

(ウ) 館内の床をこまめに清掃します。また、市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃します。

(エ) パンフレット等の配布物は手渡しで配布せず据置き方式を行います。

- (オ) 不特定多数が触れる箇所(※)は、始業前、終業後に清拭消毒を行います。
- (※) テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、タッチパネル、蛇口、手すり、エレベータのボタン、自動販売機のボタンなど

イ 管理事務所

- (ア) 管理事務所の受付窓口に、透明フィルムを遮蔽し飛沫防止を行います。なお、大きな声での会話による飛沫感染を防ぐため、必要に応じてボード等でコミュニケーションをとります。
- (イ) インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるようにします。
- (ウ) 窓口に行列ができる場合に備え、2mの間隔を空けた整列を促すフロアマーカの設置を行います。
- (エ) 利用者に各施設の鍵や工具等を貸し出す際は、直接手渡しをせずに置台等を設置し受け渡しを行います。また返却前、返却後に清拭消毒を行います。

ウ 手洗い場所、トイレ

- (ア) 手洗い場・トイレにはポンプ型石鹸を用意します。
- (イ) ハンドドライヤー利用や共用タオルの使用は中止し、ペーパータオルを設置します。
- (ウ) アルコール等の手指消毒剤を設置します。
- (エ) トイレ内の不特定多数が触れる箇所(ドアノブ、水洗トイレのレバー等)については、こまめに消毒を行います。
- (オ) 「手洗いは30秒以上」等注意喚起の掲示を行います。
- (カ) 個室ではない便器(男性用小便器等)の利用に当たっては、一つおきに使用するようフロアマーカの設置を行います。

エ 更衣室、食堂・会議室等

- (ア) 更衣後の衣服やタオル等は、密閉できる容器等に入れ、他人に触れないように管理し持ち帰ることを周知します。
- (イ) 更衣室は、広さにはゆとりを持たせるようフロアマーカを設置し、他の利用者と密になることを避けることを徹底します(障害者の介助を行う場合を除く)。フロアマーカ数を入室上限人数とし、その数を超える場合は、一度に入室する利用者の数を制限する等の措置を講じます。
- (ウ) 食堂の座席はあらかじめ座席数を減らすなどの対応を行います。
- (オ) 室内又はスペース内で不特定多数が触れる箇所(ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等)については、こまめに消毒します。
- (カ) 換気扇を常に回す、換気用の小窓をあける等、換気に配慮します。

(キ) スタッフが使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底します。

オ トレーニングルーム

トレーニングルームにおいて、感染リスクを抑制するため以下のとおり適切な感染防止対策を行います。

(ア) 重症化リスクが高い高齢者や基礎疾患を持つ利用者に対しては、当面の間、利用自粛も含めた注意喚起を行うとともに、利用にあたっては施設利用時間を分けるなどの配慮を行います。

(イ) 施設全体においてどのエリアにおいても最低2m四方（参加者が両手を広げてぶつからない程度の間隔）の距離を確保するように徹底します。

(ウ) 密とならないようソーシャルディスタンスの確保やエクササイズ前後の手洗い・消毒等、感染拡大防止に関する注意事項を定期的にアナウンスするなどの取組を講じます。

(エ) トレーニングエリアが密閉された空間となることを防ぐため、換気設備は常に作動させます。イベント時には、天井窓を開放し、1時間あたりの空気の入れ替え回数は3回以上を行います。

建基法換気量（建令20条の2）による風量及び、換気回数（部屋の空気が単位時間に入れ換わる回数）等から必要十分な換気量を確保します。

(オ) スタジオプログラム等の集団レッスンは、呼吸が激しくなるものは休止とし、呼吸が激しくならないものは、以下のことに留意して実施します。

i ドアを開けるなど換気の徹底を図る。

ii 大人数でのレッスンは行わない。

iii レッスンを行う際は、利用者同士の間隔は最低2m四方（四方の壁を含む参加者が両手を広げてぶつからない程度の間隔）とする等、厳格な人数制限を行う

iv 参加者をスタジオ内にまんべんなく拡散させるため、参加者の定位置をあらかじめスタジオの床等にマークしておく。参加者を確実に分散させるため、担当インストラクターが、レッスンを通じて参加者の位置を確認して指定することで距離をコントロールする。

v 担当インストラクターには、参加者の位置取りを確認して指定することを事前に指導する。

vi 集団レッスン時に、指導者も含みスペースを共有する者が対面の状況にならないようにする。

(カ) レッスンとレッスンの間隔を多めに設定するなどして、換気・清掃等を十分に行えるよう工夫します。

(キ) レッスン前のスタジオ入口における参加者入場待機場面では、順番待ちの密集が生じないように、できるだけ2mの間隔を確保します。

カ 付属設備の利用について

- (ア) 複数の利用者が共用する付属設備（和船等）の利用については、感染防止対策を徹底するため、利用者が所有する設備の持参をお願いしております。やむを得ずに利用者が持参できない設備については、貸出を行った利用者を特定できるよう「貸出管理簿」で貸出を行い、貸出前後の消毒を徹底します。
- (イ) モーターボート（カタマラン・和船等）を利用する場合には、利用者同士が密な状態とならないよう、乗客人数を減らすなどの対応を行います。

⑥ 感染の疑いがある方や感染者発生時に向けた対応

施設利用後に利用者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や、地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合は、速やかに管轄の保健所・東京都への報告を行い、今後の方針についての指示に従うものとします。

なお、以下の場合には、速やかに東京都への報告を行います。

ア ご利用者について

- (ア) ご利用後に新型コロナウイルス感染症を発症したと報告があった場合

イ 従業員について

- (ア) 新型コロナウイルス感染症が疑われる症状（平熱を超える発熱、咳・のどの痛みなどの風邪の症状、たるさ、息苦しさ、嗅覚や味覚の異常など）がある場合
- (イ) 従業員の家族や同居人、共同生活者、友人等に、新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がある場合や、PCR 検査等の受検、感染者や濃厚接触者への接触があることが判明した場合
 - ※上記（イ）の場合は自宅待機とし、必要に応じて相談窓口等への連絡を強く促します。また、他の従業員や利用者等との接触について正確な実態把握を実施します。
- (ウ) PCR 検査等を受検する場合（必ず受検前に報告させます）